基準日設定につき通知公告

当社は、Ａ種種類株式に係る剰余金の配当を行うため、令和八年六月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者をもって、当該配当を受ける権利を行使することができる者と定めましたので、公告いたします。

令和八年六月九日

東京都品川区東五反田三丁目二〇番一六号

都築機工運輸株式会社

代表取締役　都築岳太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月二十四日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式十株を十万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月九日

福岡県春日市須玖北二丁目一二八―一四

ナノアーキア株式会社

代表取締役　宮本　新吾

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月九日

石川県金沢市御影町二三番一〇号

株式会社金沢環境サービス公社

代表取締役　石井　健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月九日

石川県金沢市新保本二丁目六〇七番地

小松ウォールアイティ株式会社

代表取締役　鍛治　渉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月九日

京都市下京区綾小路通東洞院西入竹屋之町二六二番地

アラカワ産業株式会社

代表取締役　荒川　慶一

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年七月一日です。

令和八年六月九日

京都市下京区綾小路通東洞院西入竹屋之町二六二番地

アラカワ産業株式会社

代表取締役　荒川　慶一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月九日

大阪市中央区備後町三丁目三番七号

小泉成器株式会社

代表取締役　橋本　直志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるトロシチェフ・アレクセイが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

東京都渋谷区桜丘町二三番一七号シティコート桜丘四〇八

Ｄｉｓｔｒｉｂｕｔｅｄ　Ｌｅｄｇｅｒｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者　トロシチェフ・アレクセイ

限定承認公告

本籍兵庫県明石市大久保町西島三四三番地一、最後の住所兵庫県明石市大久保町西島三四三番地の一リベール明石江井ヶ島Ⅱ三〇七号

被相続人　亡　梶光　直樹

右被相続人は令和三年八月八日死亡し、その相続人は令和八年五月二十九日神戸家庭裁判所明石支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月九日

愛知県豊田市元城町四丁目一九番地一名古庄ビル二階　限定承認者　梶光　正弘

代理人弁護士　松山　剛久

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/gref2

令和八年六月九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ＧＲＥＦ　Ｊａｐａｎ２特定目的会社

取締役　上田　新

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成十四年十二月三日、旧商法第四〇六条の三第一項の規定により解散しましたところ、残余財産の清算のため、令和七年十一月十三日付で福島地方裁判所郡山支部において清算人が選任されました（令和七年（ヒ）第三号）。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

福島県須賀川市大字塩田字西ノ内一〇〇番地

株式会社コスモスーツ

代表清算人　弁護士　武村　陽

連絡先　福島県郡山市麓山一丁目二番一三号

弁護士法人けやき法律事務所

訂正公告

令和八年四月十七日（号外第九十一号）掲載の第七期決算公告（枠組）中「（令和７年３月31日現在）」とあるは「（令和７年12月31日現在）」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルディング七階

アルタードムス・ジャパン株式会社

代表取締役　栗本　佳宜

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五	二	一	第65条の2及び第65条の7第1項	第65条の2及び第65条の7第1項
〃	〃	一～二	第65条の6及び第65条の8	第65条の6及び第65条の8
〃	〃	二～三	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）
〃	〃	一～二	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）
五	二	一四～一六	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）
〃	〃	一六～一八	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）
〃	〃	二一～二二	法第23条第1項	法第23条第1項
〃	〃	二一～二二	法第22条の2第1項	法第22条の2第1項
〃	〃	二二～二三	締約国資格受有者承認申請書	締約国資格受有者承認申請書
〃	〃	二二～二三（終りから）	船員条約締約国資格受有者承認申請書	船員条約締約国資格受有者承認申請書
〃	〃	二一	受有締約国資格証明書欄	受有締約国資格証明書欄
〃	〃	二一～二一	受有船員条約締約国資格証明書欄	受有船員条約締約国資格証明書欄
〃	〃	二〇～一九	締約国資格証明書	締約国資格証明書
〃	〃	一九	船員条約締約国資格証明書	船員条約締約国資格証明書

（原稿誤り）

五ページ二段六行目から一三行目までの各行は、いずれも横書きとする。

ページ	段	行	誤	正
五	二	一	第65条の2及び第65条の7第1項	第65条の2及び第65条の7第1項
〃	〃	二	第65条の6及び第65条の8	第65条の6及び第65条の8
〃	〃	三	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）
〃	〃	一～二	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認訂正申請書）、承認証再交付申請書（第15号様式）
〃	〃	二	法第23条第1項	法第23条第1項
〃	〃	二～三	法第22条の2第1項	法第22条の2第1項
〃	〃	三	締約国資格受有者承認申請書	締約国資格受有者承認申請書
〃	〃	三（終りから）	船員条約締約国資格受有者承認申請書	船員条約締約国資格受有者承認申請書
〃	〃	二	受有締約国資格証明書欄	受有締約国資格証明書欄
〃	〃	二～一	受有船員条約締約国資格証明書欄	受有船員条約締約国資格証明書欄
〃	〃	二～一	締約国資格証明書	締約国資格証明書
〃	〃	一	船員条約締約国資格証明書	船員条約締約国資格証明書

（原稿誤り）

五ページ二段終りから一四行目から一行目までの各行は、いずれも横書きとする。

令和八年三月三十一日（号外特第十七号）国土交通省告示第四百八十四号（昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件）

ページ	段	行	誤	正
四〇八	一三	一四	「、第十八条の二十三の二の二第一項」を削る。	「第十八条の二十一、第十九条の二十三の二の二第十八条の二十一項」を「第二十一項各号」に改める。
四〇九	第1項第1号		第1号	